

議事要旨(5) 実務対応報告第18号の見直しについて

冒頭、小賀坂副委員長より、実務対応専門委員会における検討状況について概略の説明があり、続いて前田ディレクターより、説明資料[審議事項(5)-1] から[審議事項(5)-3]に基づき詳細な説明があった。

説明に対する委員からの主な意見と、それらに対する事務局からのコメントは次のとおりである。

- ある委員より、次の意見があった。
 - 在外子会社が ASU 第 2014-02 号に基づきのれんの償却処理を選択した場合の適用初年度の期首における経過措置について、2 つの方法が優劣なく記載されていることに違和感がある。のれんの償却期間を変更する実務は通常行われていないので、連結財務諸表におけるのれんの残存償却期間に基づき償却する場合を原則としてはどうか。

これに対して、事務局からは、以下のコメントがあった。

- 第 299 回企業会計基準委員会では、連結財務諸表におけるのれんの償却期間を見直さずに処理する方法が原則だという意見が聞かれる一方で、実務対応報告第 18 号の趣旨を勘案すると、在外子会社において選択したのれんの償却期間に基づき償却することが原則ではないかという意見も聞かれた。そのため、原則と例外を定めずに、2 つの方法を示している。

- ある委員より、次の質問があった。
 - 例えば 3 月期決算の会社が早期適用の定めに従い、当連結会計年度末の連結財務諸表から ASU 第 2014-02 号に基づくのれんの償却処理を選択し、当連結会計年度の期首に遡って処理した場合、翌連結会計年度の比較情報として開示される四半期連結財務諸表では、期首に遡って処理した内容が反映されることになるという理解でいか。

これに対して、事務局からは、以下のコメントがあった。

- 実務対応報告第 18 号の趣旨や在外子会社の会計処理の重要性を勘案し、早期適用した場合における経過措置の取扱いについては、どの程度詳細に定めを記載すべきか検討する。

最後に、小賀坂副委員長より、次回以降、公開草案の公表のご審議をお願いする予定であるとの説明があった。

以 上